

第4回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年4月24日 午後5時から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について
(3件)
 - 日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(賃貸借1件)
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分1件)
 - 日程第6 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転7件、賃貸借3件)
 - 日程第7 議案第5号 土地の現況証明願について
(3件)

4 出席委員

1番 鷺見幸生 2番 杉本道哉 3番 川端 敦
4番 田中昭一 5番 高橋 智 6番 森長正徳
7番 西田勝敏 8番 佐藤弘之 9番 河端英利
10番 松田一博 11番 橋口善一郎 12番 青山佳代子
13番 山田正人 14番 中道雅彦 15番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平 主査 鈴木 渉

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしく願います。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和8年第4回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしく願います。

議長 本日招集いたしました令和8年第4回由仁町農業委員会総
会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第4回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
14番 中道委員、15番 北川委員を指名いたしますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 日程第3、議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借及び使用貸借解約通知について』

本件は、土地の賃貸借及び使用貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

農地の賃貸借及び使用貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

議案の2ページをお開き願います。

今回の解約については、借主の法人化に伴い、貸主がその法人へ農地を貸付することから、賃貸借及び使用貸借を解約するものであります。

1番ですが、土地の所在は、岩内1927から3172までの4筆の田と1筆の畑で、合計面積は62,935㎡です。

貸主は公益財団法人北海道農業公社、借主は岩内自治区の
■■■■氏でございます。

主査 2番ですが、土地の所在は、岩内 2158 の 1 筆の田で、面積は 22,519 m²です。

貸主は公益財団法人北海道農業公社、借主は岩内自治区の■■■■氏でございます。

『解約通知書』については、議案資料の 1 ページから 4 ページになりますが、令和 8 年 4 月 20 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

議案の 3 ページをお開き願います。

3番ですが、土地の所在は、岩内 3169 から 3181 までの 7 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 138,853 m²です。

貸主は岩内自治区の■■■■氏、借主は息子の■■■■氏でございます。

『解約通知書』については、議案資料の 5 ページ、6 ページになりますが、令和 8 年 4 月 10 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日に行われるものであります。

なお、すべて 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

また、今回の解約に伴いまして、対象農地に係る新たな借主への賃貸借の関係については、議案第 2 号及び議案第 4 号でご説明いたします。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』

本件は農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、賃貸借1件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」、「地域計画の達成に支障がないこと」という各要件を満たしていなければなりません。全ての要件を満たしているものと判断しております。

議案の5ページをお開き願います。

1番ですが、貸主が2名となっており、岩内自治区の■■■■氏、借主は、■■■■氏が代表を務める■■■■でございます。

土地の所在につきましては、■■■■氏所有の農地が岩内1929から2164までの5筆の田と1筆の畑で、合計面積は97,179㎡、■■■■氏所有の農地が岩内3169から3181までの7筆の田と1筆の畑で、合計面積は138,853㎡です。

主査

賃貸借期間は、10年間で、賃貸借料は田が10aあたり
■■■■円、畑が10aあたり■■■■円で、年間■■■■円
です。

今回借主となる法人については、新たに設立したことごと
から、農地所有適格法人の要件確認について、ご説明いたし
ますので、議案資料7ページをお開き願います。

農地所有適格法人の要件については、法人の形態、事業の
内容、法人の構成員及び役員、農作業従事の全てを満たす必
要があります。

今回借主となる法人についてですが、令和8年3月5日に
設立された法人となっています。

法人の形態については、株式会社のため要件に該当してお
ります。

次に、事業内容ですが、農業に係る売上高が全体の過半を
占めることとされており、農業を主として行っていることが
要件となっておりますが、■■■■については、
主に農作物の生産及び販売行う予定であることから、要件に
該当しております。

次に、構成員及び役員の関係ですが、農地の提供者・農業
従事者などに該当する株主が保有している議決権の割合が過
半を占めていることとされています。

構成員（年間150日以上）については4名で、すべてが農
業従事者で議決権の割合が過半を超えております。

また、役員については、役員の過半が農業従事者でなけれ
ばなりません。役員4名すべてが農業従事者でありますの
で、要件に該当しております。

最後に、農業従事の関係ですが、役員又は使用人のうち1
名以上が60日以上農作業に従事する必要がありますが、
役員4名については、すべて農業従事者であり、農業従事日
数も60日以上ですので、要件に該当しております。

このことから、■■■■につきましては、農地
所有適格法人であると判断しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として許可すること
にご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定
いたしました。

議長 日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による許可申
請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第3号『農地法第5条の規定による許可申請について
（農業委員会許可分）』

本件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出
があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するに
あたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審
議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第3号について、ご説明いたします。

議案の7ページをお開き願います。

本件については、耕地改良及び砂利採取並びに運搬道路の
設置による一時転用であります。

1番ですが、申請者は、東三川自治区の■■■■氏で、事
業実施者は、川端の■■■■です。

主査 事業実施場所につきましては、東三川 3072 から 3074 までの 2 筆の田と 1 筆の畑で、転用面積は 19,539 m²です。
転用期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの一年間です。

なお、立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則転用不可となりますが、今回は一時転用ですので、特に問題がないものと判断しております。

また、一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の 8 ページ、9 ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の 8 ページをお開き願います。

申請地は、右上の航空写真図になりますが、東三川地区の国道 274 号線の西側にある許可申請地と記載してある、白線で囲まれた農地です。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、4 月 17 日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第4号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第4号について、ご説明いたします。
議案の10ページをお開き願います。
本件は、所有権移転が7件、賃貸借が3件の農用地利用集積等促進計画となっております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。
なお、促進計画の公告日については、5月26日を予定しております。

促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。
全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。
農作業に常時従事すること。
対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を全て満たしているものと判断しております。

主査

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

1番から7番については、令和3年度の農地保有合理化事業の5年貸付事業で貸付期間満了による公益財団法人北海道農業公社からの売渡しに伴う所有権移転であります。

1番ですが、土地の所在は古川601から819までの3筆の田で、合計面積は、46,716㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は古川自治区の です。

2番ですが、土地の所在は山榊152から157までの3筆の田で、合計面積は、6,248㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は山榊自治区の 氏です。

3番ですが、土地の所在は山榊416-1、417の2筆の田で、合計面積は、40,928㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は山榊自治区の 氏です。

4番ですが、土地の所在は山榊431から436-3までの4筆の田で、合計面積は、27,348㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は下古山自治区の です。

5番ですが、土地の所在は岩内1807から2846までの5筆の田と1筆の畑で、合計面積は、62,202㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は岩内自治区の です。

6番ですが、土地の所在は東三川2155の1筆の田で、面積は、19,789㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は東三川自治区の 氏です。

主査 7番ですが、土地の所在は東三川 3369 の1筆の田で、面積は、45,434 m²です。

売買価格は、[REDACTED]円で、譲渡人は公益財団法人北海道農業公社で、譲受人は東三川自治区の[REDACTED]氏です。

議案の11ページをお開き願います。

8番以降については、賃貸借になります。

8番ですが、借主の法人化に伴う賃貸借で、土地の所在は岩内 1927 から 3172 までの4筆の田と1筆の畑で、合計面積は 62,935 m²です。

賃貸借期間は、令和12年2月27日までの4年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED]円です。

貸主は公益財団法人北海道農業公社、借主は、岩内自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

9番ですが、こちらも8番同様、借主の法人化に伴う賃貸借になります。

土地の所在は岩内 2158 の1筆の田で、面積は 22,519 m²です。

賃貸借期間は、令和11年2月4日までの3年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED]円です。

貸主は公益財団法人北海道農業公社、借主は、岩内自治区の [REDACTED] で新規の案件です。

10番ですが、土地の所在は川端 2458 から 2467 までの5筆の田と1筆の畑で、合計面積は 69,671 m²です。

賃貸借期間は、令和10年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が [REDACTED]円、畑が [REDACTED]円で年間 [REDACTED]円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED]氏、借主は、同じ川端自治区の [REDACTED]氏で新規の案件です。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第5号『土地の現況証明願について』を議題といたします。
事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第5号『土地の現況証明願について』の説明をいたします。

本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願があったので、証明の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第5号について、ご説明いたします。

議案の13ページをお開き願います。

本件につきましては3件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願であります。

申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

1番ですが、現況証明の申請者は、古山の■■■■氏です。

申請地は伏見216-3、216-5の2筆で、公簿地目がすべて畑となっておりますが、現況は平成10年より山林として使用しております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の14ページをお開き願います。

主査 申請地は、伏見地区の町道薫りの丘線の西側にある白線で囲まれた箇所となっております。

なお、今回の申請地については、地目変更登記後に売買する予定となっております。

議案の 13 ページにお戻り願います。

2 番ですが、現況証明の申請者は、熊本の [REDACTED] 氏です。

申請地は熊本 232-5 の 1 筆で、公簿地目が田となっておりますが、現況は年月日不詳で、雑種地として使用しております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 15 ページをお開き願います。

申請地は、熊本地区の道々夕張長沼線沿いにある白線で囲まれた箇所となっております。

なお、今回の申請地については、地目変更登記後に売買する予定となっております。

議案の 13 ページにお戻り願います。

3 番ですが、現況証明の申請者は、中三川の [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏です。

申請地は中三川 218-5 から 222-4 までの 3 筆で、公簿地目がすべて畑となっておりますが、現況は雑種地で、平成 16 年より駐車場として使用しております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 16 ページをお開き願います。

申請地は、中三川地区の国道 274 号線の南側にある白線で囲まれた箇所となっております。

なお、今回の申請地については、地目変更登記後に貸借する予定となっております。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第5号については、当農業委員会として土地の現況地
目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いた
しましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、
閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 17時40分)

議事録署名委員

14番 中道 雅彦 

15番 北川 正則 